

○長崎県災害危険区域の指定等に関する条例施行規則

昭和45年 9 月22日

長崎県規則第40号

改正 昭和55年12月23日規則第57号

長崎県災害危険区域の指定等に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県災害危険区域の指定等に関する施行規則

(災害危険区域の指定等の公示)

第1条 長崎県災害危険区域の指定等に関する条例（昭和45年長崎県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第3項の規定による災害危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号の一以上の事項を県公報に掲載して行うものとする。

(1) 市町村、大字、及び小字の名称並びに地番

(2) 一定の地物、施設、工作物又はこれらの物から災害危険区域までの距離及び方向

(災害危険区域の縦覧)

第2条 知事は、災害危険区域に関する平面図、前条の県公報その他の関係書類を県土木部建築課及び関係地方機関建築課又は建築係に備え付け、これを一般の縦覧に供するものとする。

(災害危険区域の標識)

第3条 災害危険区域の標識は、様式第1号により設置するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第5条の身分を示す証明書の様式は、様式第2号による。

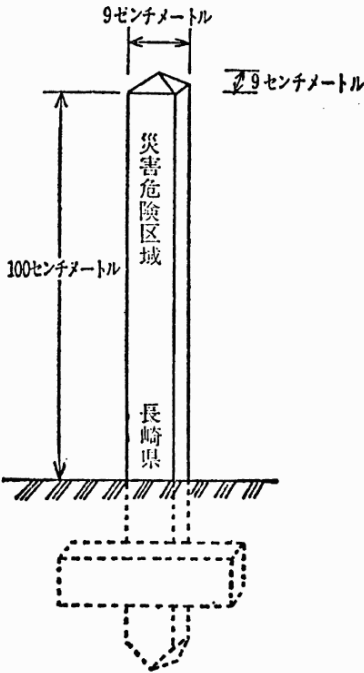
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号



様式第 2 号

表

第	号
身 分 証 明 書	
職 氏 名	年 月 日生
上記の者は、長崎県災害危険区域の指定等に関する条例第 4 条の規定に基づき地形、地質、降水、建築物等の状況に関する現地調査のため他人の占有する土地及び建築物に立ち入る権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
長崎県知事	印

裏

注 意 事 項
1 長崎県災害危険区域の指定等に関する条例第 4 条の規定により地形、地質、降水、建築物等の状況に関する現地調査を行なうため他人の占有する土地及び建築物に立ち入るときは、本証を携帯しなければならない。
2 権限に基づき他人の土地に立ち入る際に関係人の請求があった場合においては、本証を提示しなければならない。
3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。
4 この身分証明書の有効期間は発行の日から 年 月 日までとする。

横 9 センチメートル、縦 6 センチメートル